

京 都 大 学 ウ イ ル ス ・ 再 生 医 科 学 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学ウイルス・再生医科学研究所規程 (平成28年達示第70号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>京都大学ウイルス・再生医科学研究所</u> (以下「研究所」という。) の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">京都大学医生物学研究所規程 (平成28年達示第70号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>京都大学医生物学研究所</u> (以下「研究所」という。) の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p>